

3

生活環境の充実

第1節 安定した水の供給

- (1) 水源確保と水質保全
- (2) 供給施設の拡充・整備
- (3) 事業の健全経営

第2節 汚水処理の充実

- (1) 汚水処理施設の整備
- (2) 汚水処理事業の充実
- (3) 水洗化の推進

第3節 消防力の強化

- (1) 消防車両の配備
- (2) 消防施設の整備
- (3) 消防団活動の充実

第4節 防災機能の強化

- (1) 地域防災計画や国民保護計画の推進
- (2) 防災施設の整備
- (3) 地域の防災組織・協力体制の充実

第5節 交通安全対策の推進

- (1) 道路交通環境の改善
- (2) 交通安全マナーの普及・啓発
- (3) 交通安全教育の推進

第6節 定住環境の充実

- (1) 住宅供給の充実
- (2) 住宅建設を促進するための支援の充実
- (3) 住宅用地の供給
- (4) 建築物の耐震化の推進

第7節 市街地のバリアフリー化促進

- (1) 市街地における公共空間のバリアフリー化
- (2) 高齢者、障害者などへの配慮

第8節 防犯体制の整備・充実

- (1) 防犯意識の高揚
- (2) 防犯活動の推進
- (3) 防犯環境の整備

第9節 消費者生活の充実

- (1) 消費者保護体制の充実
- (2) 消費生活における知識の高揚、啓発

第10節 公園の整備

- (1) 都市公園の整備
- (2) 身近な公園の整備
- (3) 特色ある公園や緑地の保全・活用
- (4) 公園の管理
- (5) 墓地の管理及び整備

安定した水の供給

現況と課題

上水道は、私たちの生活の中で安全で安心な良質の水を供給する役割を担っています。

本市の水道事業は、公営企業法の適用を受けた水道事業と適用を受けていない簡易水道*1事業などで運営されています。水道使用量については、毎年減少傾向にあり、水道事業の効率的な運営が求められています。

また、地域間格差をなくし、市民の負担を公平にするために、地区ごとに異なっている水道料金の統一に向け、段階的に料金改定をおこなっています。

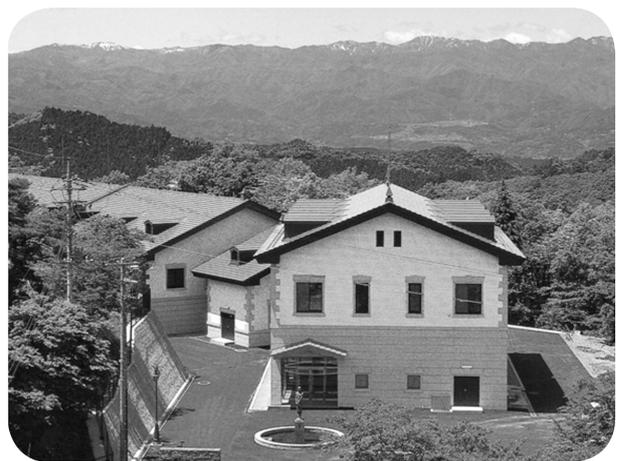
今後は、水道事業運営の効率化と各地区の均衡化を図るため、簡易水道事業を公営企業法への適用を行い、事業の統合を行うとともに、料金体系を見直す必要があります。

また、安全で安心な良質の水の供給と、地震などの災害に強い水道を目指し、老朽化した浄水場などの基幹施設の改良や、送水管、配水管などの計画的な整備を行っていく必要があります。

上水道の状況（平成24年3月末）

事業	給水戸数(戸)	年間有収水量(m ³)
水道	27,111	10,195,147
簡易水道	4,123	1,427,570
計	31,234	11,622,717

資料：水道課



伊香保地区・長峰浄水場

施策評価の結果

市民の満足意識は高いが、重要意識も高いことから、今後も安全・安心で安定的な水の供給を行っていく必要があります。施設の耐震化及び長寿命化のための整備、老朽管等の布設替えを計画的に進めていく必要があります。また、公平性の観点から、地区ごとの料金体系の統一を進めていくことが必要です。

基本方針

いつでも、安全で安心なおいしい水を安定的に供給し、水道事業の健全で効率的な経営に努めます。

施策の展開

(1) 水源確保と水質保全

安全で安心なおいしい水を供給するため、水安全計画を策定し、地下水、湧水、表流水などの水道水源の確保や水質の管理を充実します。

(2) 供給施設の拡充・整備

浄水場などの各施設・設備については、施設の安全性と安定性の確保を図るとともに、地震などの災害に強い水道施設の整備を計画的に進めます。

また、効率的、安定的に良質の水を供給するために配水管の整備や老朽管の更新などを計画的に推進します。

(3) 事業の健全経営

水道事業の健全経営のため、各施設の維持管理など各種の事業推進にあたっては、計画的に経費の縮減を図ります。

さらに、水道事業と簡易水道事業の統合を推進し、経営の効率化を進めます。

また、水道料金の地域間格差をなくすため、料金体系を統一します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
石綿管の更新（残延長）	2,476 m	0 m
鋳鉄管の更新（残延長）	24,088 m	18,740 m
有収率*2（簡易水道を除く）	81.2%	85%

* 1 簡易水道：給水する人口が5,000人以下の小規模な水道です。

* 2 有収率：料金徴収の対象となった水量を配水量で除した率をいいます。有収率が高いほど使用料徴収の対象とならない不明水が少なく、効率的といえます。

現況と課題

水道水源、河川などの公共用水域や農業用水の水質汚濁が深刻化し、大きな社会問題となっており、汚水処理を適切に行うことの重要性がますます高まっています。清潔で快適な生活を維持することが、ますます重要となっています。

このため、本市では清潔で快適な生活を維持するための、公共下水道や農業集落排水施設*1の整備、合併処理浄化槽の設置などに取り組んでいます。

公共下水道の整備状況は、認可面積に対し、82.0%の整備率となっていますが、計画区域面積に対しては、61.6%と低くなっています。

また、農業集落排水事業では、平成23年度末で建設が完了した処理施設は16施設で、平成24年度から赤城地区内の狩野々地区や宮田地区の2地区の建設事業に着手しています。

さらに、公共下水道などの集合処理が難しい地区では、合併処理浄化槽設置事業を実施してきました。

今後は、より効率的な汚水処理を行うため、地域の実情に応じて効果的に事業を実施し、老朽化した施設については計画的に補修を行っていく必要があります。

また、環境保全や快適な生活環境の充実を図るため、より一層の汚水処理の充実を図るとともに、水洗化に対する市民意識の啓発を行う必要があります。

公共下水道事業の状況（平成24年3月末）

項目	値
計画区域面積	1,853.5 ha
認可面積	1,393.5 ha
整備済面積	1,101.2 ha
認可面積に対する整備率	79.0%
計画区域面積に対する整備率	59.4%

資料：下水道課



公共下水道の整備

市民意識調査

未だに下水道でない所が多すぎるが、いつになったら下水道にしてもらえるのか。

施策評価の結果

市民意識調査結果から汚水処理に対する市民の重要意識が高いことから、計画に沿って継続的に事業の推進を図る必要があります。

基本方針

地域に適した汚水処理を実施し、定住環境の整備と公共用水域の水質保全を推進します。

施策の展開

(1) 汚水処理施設の整備

公共下水道については、認可区域の早期完了を目指すとともに、農業集落排水施設の整備についても、効率的に実施します。老朽化した施設・設備については、長寿命化の対策を行います。

公共下水道や農業集落排水施設による集合処理ができない地域に対し、合併処理浄化槽の設置を進めます。

また、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの適正な維持管理に努めます。

(2) 汚水処理事業の充実

効率的な汚水処理を行うため、長期的視点と地域の特性を踏まえ、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業の各事業を推進します。

また、財政基盤の確立に努め、健全な経営を図ります。

(3) 水洗化の推進

快適な生活環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、水洗化に対する市民意識の啓発を行い、汚水処理施設の整備が完了した地域では、早期水洗化を推進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
汚水処理人口普及率*2	78.5%	88.1%

* 1 農業集落排水施設：農業用水域の水質保全、農村の生活環境改善、自然環境の保全などを目的とした汚水処理施設で、公共下水道施設と類似の施設です。集落が散在している農村部の集落ごとに小規模な処理場を置き、分散して汚水の浄化を行います。

* 2 汚水処理人口普及率：公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備により汚水処理施設へ生活排水などを排除できるようになった人口の住民基本台帳人口に対する割合を示します。

現況と課題

本市は、非常備の消防団が、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の常備消防と連携を図り、火災や風水害などに対処しています。

市内には、常備消防として渋川地区に渋川広域消防署と、伊香保地区に西分署、小野上・子持地区に北分署、赤城・北橘地区に東分署の3つの分署があります。これに対し市の消防団は、渋川地区、伊香保地区、小野上・子持地区、赤城・北橘地区の4方面隊30分団が組織されています。

消防団員は平成23年4月1日現在592人であり、条例で定められている定員652人に達していない状況で、若年層の生活スタイルの変化や自営業者の減少などから、団員の確保が年々困難となっており、大きな課題となっています。

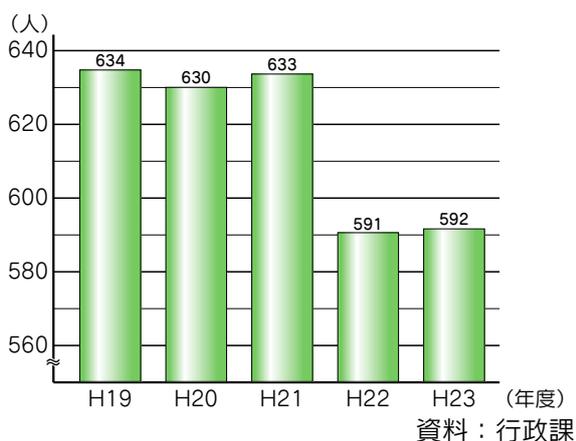
また、防火水槽、消火栓は、平成23年度末現在で1,664基となっており、本市の消防水利の充足率*1は62.7%となっています。

防火水槽などの設置については、市全体の配置状況を考慮し、計画的な設置を推進し、充足率の向上に努める必要があります。

さらに、消防機能の向上を図るため、常備消防の強化を図るとともに、消防団が使用する老朽化した消防車両を更新する必要があり、活動の拠点となる消防団詰め所については、建て替えや補修を行う必要があります。

今後は、消防団員の不足を解消するため、消防団活動を広報などにより市民へ周知し、消防団への加入を促進していく必要があります。

消防団員数の推移



ポンプ操法

施策評価の結果

市民意識調査における消防への市民の重要意識の高さからも、消防力を維持するため、消防団員数の増加を図り、条例定数を確保する必要があります。また、消防車両及び消防団詰め所の計画的な更新を行うとともに、消防水利のさらなる設置も必要です。

基本方針

消防車両、消防施設の更新や整備による消防機能の向上と消防団の充実など、消防体制を整備し、消防力を強化します。

施策の展開

(1) 消防車両の配備

火災時の迅速な消火活動を確保するため、消防ポンプ自動車などを計画的に更新し、消防機能の維持・向上を行います。

(2) 消防施設の整備

火災時の消防水利を確保するため、防火水槽や消火栓を順次整備するとともに、消防団活動の拠点施設である消防団詰め所を計画的に整備します。

(3) 消防団活動の充実

火災や風水害などから地域住民を守るため、消防団の必要性、活動内容などをより一層周知し、消防団員の定員確保に努めるとともに、消防団員の技術向上を図るため教育訓練などを支援します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
防火水槽と消火栓設置数	1,664基	1,790基
消防団員数	592人	652人

* 1 消防水利の充足率：総務省消防庁の基準により、必要な防火水槽や消火栓などがどの程度整備されているかを示す割合です。

防災機能の強化

現況と課題

東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合には、広範囲にわたり被害をもたらすことから災害に対する態勢を整えることが求められます。

本市は、三方を山々に囲まれた丘陵地となっており、集中豪雨などによる崖崩れや土石流などの被害が発生しやすくなっています。

さらに、防災備蓄品は食糧と毛布を中心に、防災倉庫や各総合支所に備えてありますが、食糧については、平成23年度末現在で30,906食を確保しています。

また、災害時の情報伝達手段の一つに、防災行政無線がありますが、現在は、各地区それぞれの異なる運用規程により情報を伝達しています。

防災協定の締結については、27の自治体と「災害時相互応援（援助）協定*1」を締結しています。

さらに、災害発生時に早急に対応でき、活動の核となる自主防災組織がそれぞれの地域で設立されてきています。

各種の災害対策の基本となる「地域防災計画*2」や武力攻撃災害時における住民の保護措置に関する「国民保護計画*3」を推進するとともに、防災意識の高揚を図る必要があります。

防災備蓄品については、各地区の配分割合について調整を行うほか、男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した備蓄を図る必要があります。

防災行政無線については、緊急性や情報の正確性のため1か所の基地局から同時に情報伝達できる防災行政無線を整備する必要があります。

災害時の協力体制については、優先して食糧などの提供を受けることのできる民間企業などとの防災協定締結について拡充する必要があります。

自主防災組織についても設立されていない地域での設立を進め、住民自らが災害発生を想定した訓練を実施する必要があります。

市民意識調査

- 震災、災害特に河川（公共施設等）の防災対策、又災害に耐えられて市民が安心して暮らせるまちづくりをしてほしい。
- 「防災渋川」の放送は、毎回重要な所が聞き取れない。災害の多い昨今だから、どこからでも聞こえるようにしてほしい。

施策評価の結果

市民意識調査では市民の重要意識は高く、東日本大震災を受け、市民の防災に対する意識が高まっており、防災機能の強化が求められています。そのため、東日本大震災を踏まえた上で、地域防災計画を見直し、さらに取組を拡充していく必要があります。

基本方針

市民が安全で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりを推進するとともに、市民、関係機関、行政が一体となった防災機能の強化を図ります。

施策の展開

(1) 地域防災計画や国民保護計画の推進

大規模災害や武力攻撃に備え、「地域防災計画」と「国民保護計画」を推進するとともに、防災訓練などの実施により、防災意識の高揚を図ります。

(2) 防災施設の整備

災害から市民の生命、財産などを守り、安全を確保するため、市域全域への迅速な情報伝達手段を確保し、デジタル化による防災行政無線の基地局の一元化を図るとともに、難聴地域の解消を行います。

また、災害時の食糧、毛布など備蓄品の計画的な更新、配備を行います。

(3) 地域の防災組織・協力体制の充実

地域における防災力の強化を図るため、自主防災組織の設立を促進します。

災害時に備え、災害時相互応援（援助）協定締結団体との連携を強化します。また、民間企業やボランティア団体との防災協定の締結をさらに進め、協力体制の充実に努めます。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
自主防災組織の結成率	68.2%	100%
防災備蓄品備蓄数（食糧）	30,906食	37,520食

- * 1 災害時相互応援（援助）協定：災害時の相互応援（援助）体制を明確にし実行性あるものとするとともに、災害弱者を優先とする被災者の収容など、それぞれの市の特性や自然環境を活かした相互応援（援助）を行うことを目的とした協定のことです。
- * 2 地域防災計画：地域に生活する全ての人の生命・身体・財産を災害から守るため、自治体、防災関係機関、事業所、個人がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにした、地域における災害対策の基本計画となるものです。
- * 3 国民保護計画：「国民保護法」に基づき、武力攻撃災害への対応など、国民の保護を目的に国・都道府県・市町村の責務、関係機関・国民の協力、その他の必要な事項を定めた具体的な計画です。

交通安全対策の推進

現況と課題

近年、交通事故件数は減少傾向にあります。高年齢者の事故の割合が高くなってきています。本市においても、交通事故件数は平成15年の982件をピークに減少傾向にあります。高年齢者の事故の割合は増加しており、特に、交通事故死者数に占める高年齢者の割合は6割で、県や全国より高くなっています。

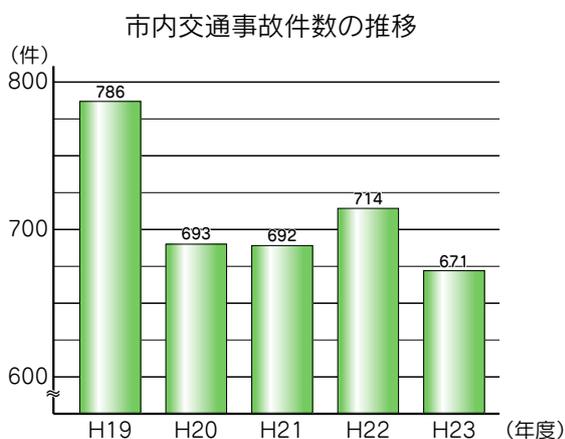
また、広域幹線道路の整備により、生活道路の通行量が増加し、狭い道路での一般車両のすれ違いや、緊急車両の通行に支障をきたしている箇所があります。

こうしたことから、これまでも警察や関係機関と協議し、信号機、交通規制標識、ガードレールなどの交通安全施設の整備や交通安全思想の普及を推進してきました。

今後も、交通安全施設整備を進めるとともに、安心して歩行できる歩道などの整備が必要です。

また、一人ひとりの交通安全意識のさらなる高揚を図り、警察や各地区の交通安全会などの協力を得ながら、子どもや高齢者などの交通弱者を対象とした交通安全教室を開催し、交通安全教育を推進していく必要があります。

特に今後は高齢者が交通事故を起こさないようにするための対策を強化することが必要です。



資料：交通事故発生状況一覧（渋川警察署）



交通安全教室

市民意識調査

群馬県全体がそうですが、交通ルール・運転マナーに対して、不満を感じます。

施策評価の結果

関係機関と連携の上、継続的に交通安全活動を実施していくことが必要です。交通事故件数は減少傾向にあります。高年齢者の事故件数は増加しているため、高年齢者に対する取組みが一層必要となります。

基本方針

道路交通環境や交通安全施設の計画的整備により、交通安全の確保に努めるとともに、交通事故をなくすため、子どもや高齢者などの交通弱者の交通安全教育を推進します。

施策の展開

(1) 道路交通環境の改善

信号機、交通規制標識などについては、県公安委員会と連携し、設置するとともに、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設についても道路管理者と連携し計画的に設置し、自動車運転者や歩行者双方にとって安全な、道路交通環境への改善を図ります。

(2) 交通安全マナーの普及・啓発

広報活動や街頭キャンペーンなどの実施により、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

(3) 交通安全教育の推進

警察、各地区の交通安全会などと協力し、交通指導員とともに、子どもや高齢者などに対する交通安全教育の推進に努めます。

高齢者の交通事故未然防止と公共交通の利用を促進するため、運転免許証の自主返納を推進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
交通事故件数	671件	560件

定住環境の充実

現況と課題

本市の人口は減少傾向にあり、特に伊香保地区と小野上地区で人口が著しく減少しています。本市では、住宅困窮者へ住宅の供給を行うため、620戸の市営住宅を整備していますが、市営住宅は、入居希望者が多く、平成24年4月から市営住宅となった定住促進住宅以外は、常に待機状態となっています。このため、借上賃貸住宅*1の制度により、待機者の解消などに努めています。

個人住宅においては、居住環境の向上を図るため、住宅のリフォーム工事への補助を行っています。

また、地震による建築物の倒壊を未然に防ぐため、住宅や公共建築物の耐震化を進めており、住宅の耐震化率は57.5%となっています。

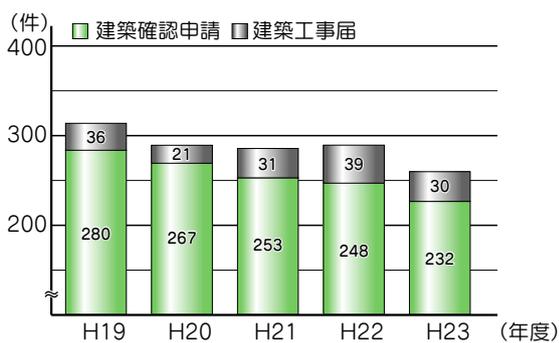
人口減少を抑えるため、安心して住める住宅の供給などにより、定住環境を整備し、活力あるまちづくりが求められています。

また、一部の市営住宅が老朽化しており、これらの改修を行う必要があります。

さらに、良質な住宅用地を供給するとともに、勤労者住宅建設等資金利子補給制度を見直し、国や県などの住宅建設資金融資制度の活用を促すなど、定住環境の充実を図ることが必要です。

住宅の耐震化については、より一層PRの拡大を図り、耐震化を促進する必要があります。

建築確認申請の推移



資料：建築住宅課



定住促進住宅 金島団地

施策評価の結果

市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の計画的な修繕を行い、災害時の拠点となる公共建築物及び個人住宅の耐震化並びに緊急輸送道路沿線建築物の耐震化を進める必要があります。また、住民の定住化を図るため、住宅取得のための支援が必要となります。

基本方針

入居者が安全で快適な生活を送ることができるよう住宅管理を行うとともに、建築物の耐震化を進め、定住環境の充実を進めます。

施策の展開

(1) 住宅供給の充実

定住促進住宅の有効活用を図るとともに、住宅困窮者へ住宅の供給を行い、定住環境の充実を図ります。

また、老朽化した市営住宅の建物本体や設備は、長寿命化計画に基づき改修を行い、入居者が安全で快適な生活を送れるよう整備を進めます。

(2) 住宅建設を促進するための支援の充実

住宅の建設を促進するため、住宅建設資金の利子補給などの支援について検討を行い、定住環境の充実に努めます。

また、住宅建設への県などの支援制度についても、普及や啓発に努めます。

(3) 住宅用地の供給

定住環境の充実を図るため、民間宅地開発事業者による宅地開発を促進します。

(4) 建物の耐震化の推進

地震による建築物の倒壊を未然に防ぐため、「耐震改修促進計画」に基づき、住宅や公共建築物などの耐震化を推進し耐震化率の向上に努めます。

特に、地震時の建築物の倒壊によって、緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないよう、緊急輸送道路^{*2}沿線建築物の耐震化を促進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
市営住宅の改善・整備率	60.3%	91.9%

*1 借上賃貸住宅：民間の土地所有者などが建設する賃貸住宅に、条例で定める要件を備えた住宅困窮世帯を対象として家賃を助成し入居してもらうため、土地所有者などと賃貸契約を締結し、借り上げる住宅です。

*2 緊急輸送道路：地震発生時に救命活動や物資輸送を円滑に行うために、通行を確保すべき道路をいいます。

市街地のバリアフリー化促進

現況と課題

高齢化の急激な進展とともに、ノーマライゼーション*1の理念が浸透しつつあり、高齢者、障害者などが自立した日常生活と社会生活を送ることのできる環境づくりがますます重要となってきました。

このことから、国では、高齢者、障害者などの移動や施設の利便性、安全性の向上を図るため、平成18年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）を制定しました。

本市では、公共施設へのエレベーター設置をはじめ、土地区画整理事業などを通じ、市街地における歩道の段差解消などのバリアフリー化に取り組んできましたが、歩道が、公共施設と連続していなかったり、地形的に傾斜しているため、整備が難しく、段差が解消されていない箇所がまだ残っています。

今後、高齢者、障害者などが自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、公共施設や商業施設が集まる市街地において、安全で安心して屋内外を移動することができる障壁のない空間の創出を図る必要があります。



バリアフリー化された(都)渋川高崎線
(歩道の段差解消、点字ブロック、電線地中化の様子)

施策評価の結果

市民意識調査結果では市民の重要意識はあまり高くないが、高齢化の急激な進展など社会環境の変化を踏まえ、高齢者、障害者等が安全で安心して屋内外を移動することができるよう、障壁のない空間の創出を図る必要があります。

基本方針

高齢者や障害者をはじめ誰もが住みやすく、誰にとってもやさしいまちを目指します。

施策の展開

(1) 市街地における公共空間のバリアフリー化

市街地におけるバリアフリー化を図り、バリアフリー新法の趣旨を踏まえ、誰もが安全で安心に円滑に移動できる空間づくりを推進します。

また、市民が集う公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、商業施設などのバリアフリー化を促進し、市と事業者との協働による安全で安心して利用できるユニバーサルデザイン^{*2}を取り入れた施設づくりに努めます。

(2) 高齢者、障害者などへの配慮

市民、事業者と市とが連携して、高齢者や障害者などの自立した生活を支援するとともに、商店街や自治会、ボランティア団体が行うバリアフリー化を推進するための市民活動を促進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
区画整理区域内の歩道整備率	94.3%	100%

*1 ノーマライゼーション：障害を持つことが特別なことではなく、障害があってもなくても同じ生活が送れる社会こそが本来あるべき姿であるとする理念です。

*2 ユニバーサルデザイン：ユニバーサルという言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。

防犯体制の整備・充実

現況と課題

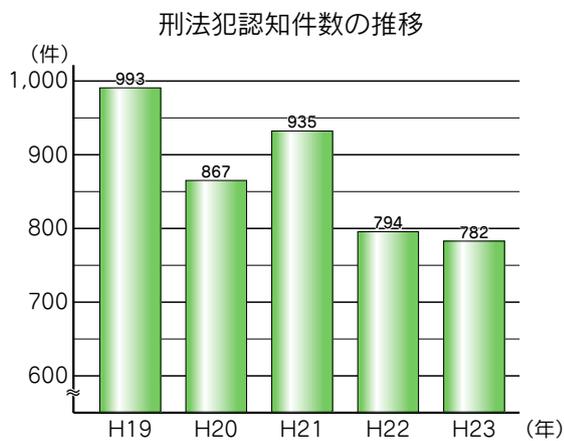
都市化の進展や生活様式の変化、地域の連帯意識の低下や相互扶助意識の希薄化により全国的に犯罪が低年齢化、凶悪化している一方、都市の規模に関係なく児童生徒などを狙う身近な犯罪も多発してきています。

本市では、児童生徒などが事件に巻き込まれないよう、青少年補導員や学校区を中心とした地域住民によるパトロールや青色回転灯を装備したパトロール車を活用した自主防犯パトロール団体によるパトロールが各地域で実施されています。

また、夜間の犯罪などの発生を未然に防ぐため整備をしている防犯灯については、各地区によって異なっていた設置の方法や維持管理費の取扱いが統一されました。

このようなことから、警察などの関係機関との連携、協力を図りながら、防犯に関する情報提供などにより、防犯意識を高め、市民相互の連帯意識の高揚を図り、地域防犯体制を一層充実していく必要があります。

また、防犯灯については、今後は設置場所の判定を行うための設置基準を策定し、より効率的な設置を進めていく必要があります。



資料：渋川警察署



青色防犯パトロール車

市民意識調査

防犯の為、スクールバスの整備（小、中学校）を考えてほしい。

施策評価の結果

刑法犯認知件数は減少してきていますが、市民意識調査結果から、市民の防犯への意識が高いことが分かります。そのため引き続き、防犯パトロールや防犯灯の設置など、犯罪防止のため対策を進める必要があります。

基本方針

多様化する犯罪を未然に防止し、市民が平穩に暮らせる安全で安心なまちづくりを目指します。

施策の展開

(1) 防犯意識の高揚

県や警察などの関係機関と連携し、地域における防犯活動や防犯教育を実施することにより、市民相互の連帯意識や防犯意識の高揚に努めます。

(2) 防犯活動の推進

通学中の犯罪被害や事故を未然に防ぐため、子ども安全協力の家^{*1}の充実に努めるとともに、各学校と関係団体と連携したパトロールを実施します。

また、安全で安心な生活ができる地域社会を実現するため、これまで各地区で実施してきた各種事業を踏まえて、防犯活動の一層の推進を図ります。

(3) 防犯環境の整備

夜間の犯罪発生防止のための街路灯や防犯灯の設置基準により防犯灯を整備し、安全な生活環境づくりを行います。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
防犯灯設置数	7,157基	7,410基
刑法犯認知件数	782件	740件
青色防犯パトロール実施数	466回	510回

*1 子ども安全協力の家：児童生徒が、不審者や痴漢に遭遇するなどして、身に危険を感じたときや、急病のため助けを求めたりするときなどに、保護や世話をしていただける家のことです。

消費者生活の充実

現況と課題

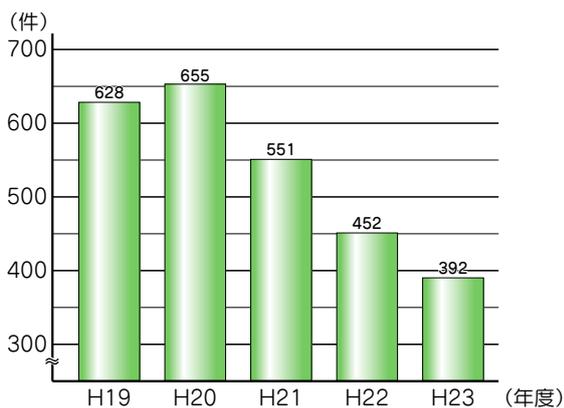
近年のインターネットの普及や生活様式の変化に対応した商品の多様化や情報、販売方法などにより、日常生活が便利になる反面、これらのサービスを悪用した商法の増加が全国的に広くまん延し、特に高齢者を狙った悪質商法が社会問題となっています。

本市においても、消費生活に関する相談や暮らしに役立つ情報提供、消費者団体活動の支援、消費者教育の推進などを行うため、消費生活センターを設置しています。消費生活センターに寄せられる相談件数は、平成16年度の1,226件をピークに年々減少し、平成23年度には392件にまで減少しましたが、相談で寄せられる振り込め詐欺や架空請求は、複雑化、巧妙化しています。

このようなことから、広報紙、チラシ、講演会などにより市民向けの情報を提供し、被害の未然防止や消費生活における意識の高揚、消費者教育の充実に努めるとともに、くらしの会などの消費者団体と連携して地域への啓発活動方法の検討を進めていくことが必要です。

また、相談員の紛争解決における交渉力の習得や体制の充実を図り、近年複雑化、巧妙化する消費者被害への対策について検討し、依然多い高齢者の被害への対策が必要です。

渋川市消費生活センター相談件数の推移



資料：渋川市消費生活センター



消費生活展

施策評価の結果

市民意識調査結果から重要度はあまり高くありませんが、消費者保護を図ることは必要であり、継続的な取り組みが求められています。特に、消費者被害が複雑化、悪質・巧妙化しているため、高齢者の被害が多いことから、高齢者への対策、また、さらなる啓発活動が必要です。

基本方針

市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者意識の啓発に努めるとともに、消費者利益の保護と自立対策を推進します。

施策の展開

(1) 消費者保護体制の充実

ますます複雑、多様化している消費生活についての相談や苦情に対応するため、関係機関と連携を図りながら、問題の早期解決と被害の未然防止に努めます。

消費生活センターの相談員の紛争解決における交渉力の習得を図り、高齢者の被害への対策を検討します。

(2) 消費生活における知識の高揚、啓発

自主的な消費者活動を進める消費者団体と連携して、消費者講座や消費生活展などを開催し、消費生活における意識の高揚や消費者教育の充実を図るとともに、欠陥商品などの商品情報の提供を行います。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
消費生活関係講演会の参加者数	570人	720人

現況と課題

公園は、日常生活の憩いと安らぎの場として非常に重要な役割を果たしています。また、災害時には、地域における避難場所としての役割も担っています。

本市の公園は、都市公園40か所、都市公園以外の公園35か所の合わせて75か所が設置されています。身近な公園から本市の自然特性を活かした渋川スカイランドパークや渋川市総合公園のような大規模な公園まで、様々な公園があり、多くの市民に利用されています。

都市計画区域における都市公園の設置状況は、平成23年度末で、国の基準である一人当たりの目標公園面積10㎡を上回る19.29㎡となっています。しかし、市街地を中心とした用途地域内での設置状況では、一人当たりの目標水準5㎡のところ3.01㎡であり、目標水準を下回る結果となっています。

今後は、身近で小規模な街区公園の整備を進めるとともに、既存の公園については、安全で楽しく利用できるよう、老朽化した施設の長寿命化を進め、適正な維持管理や安全管理の充実が求められています。

また、市有墓地の適正な管理を行うとともに、墓地需要が高まることが今後予想されるため、安定的に墓地を供給するための対応が求められています。



渋川市総合公園陸上競技場

施策評価の結果

都市計画区域における公園の設置状況は国の基準を上回っており、市民意識調査でも重要意識がやや低い結果となっているため、今後は、既存施設の維持管理に重点を置き、市民が安全で安心して利用できるよう適正な維持管理を行う必要があります。

基本方針

市民の健康の増進やうるおいのある生活環境などの形成を図るため、公園の整備を推進します。

施策の展開

(1) 都市公園の整備

「緑の基本計画 *1」をはじめとした、緑豊かな街の将来像を実現するための指針などに基づいた公園の整備を行います。

(2) 身近な公園の整備

市民が日常的に利用する身近な公園については、子どもたちやお年寄りが安心して使えるよう、安全面や防災機能に配慮した整備の推進を図ります。

(3) 特色ある公園や緑地の保全・活用

地域の自然特性を活かした公園整備を行うとともに、緑地の保全や活用に努めます。

(4) 公園の管理

公園の安全管理を徹底するとともに、老朽化した公園施設については、長寿命化計画に基づき、改修を行います。

また、利用者のモラルの向上を図り、地域住民による自主的な維持管理を積極的に推進し、市民がより親しめる公園の維持に努めます。

(5) 墓地の管理及び整備

市有墓地の適正な管理を行うとともに、安定的に墓地を供給するための検討を行います。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
都市公園の整備面積	137.1 ha	142.7 ha

* 1 緑の基本計画：「都市緑地法」に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。この規定により市町村が計画し、独自の緑の街づくりが進めることができます。

4

健康・福祉の充実

第1節 健康づくりの推進

- (1) 健康増進計画の推進
- (2) 母子保健の推進
- (3) 生活習慣病予防の推進
- (4) 疾病予防の推進
- (5) 地域保健活動の推進
- (6) 食育の推進

第2節 医療体制の充実

- (1) 地域医療体制の充実
- (2) 救急医療体制の充実
- (3) 渋川総合病院の機能の維持

第3節 地域福祉の充実

- (1) 自立支援の確立
- (2) 日常生活の向上
- (3) 福祉活動の充実

第4節 子育て環境の充実

- (1) 次世代育成支援行動計画の推進
- (2) 保育・相談体制の充実
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 学童保育の充実
- (5) 児童虐待の防止

第5節 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の安全・安心対策の推進
- (2) 高齢者の生きがいづくりの充実
- (3) 高齢者の社会参加の促進

第6節 障害者(児)支援の充実

- (1) ノーマライゼーションの推進
- (2) 障害福祉サービスの充実

第7節 介護保険の充実

- (1) 介護予防の推進
- (2) 介護サービスの充実
- (3) 地域ケアネットワークの整備
- (4) 介護保険制度の健全な運営、制度の信頼性の確保

第8節 国民健康保険の円滑な運営と国民年金制度の推進

- (1) 国民健康保険財政の安定化
- (2) 国民健康保険診療所の運営
- (3) 後期高齢者医療の充実
- (4) 医療費の適正化
- (5) 国民年金制度の推進

健康づくりの推進

現況と課題

生活習慣病予防の必要性がますます重視されており、健診受診率の向上と健診後の保健指導の充実や若年層からの生活習慣病予防対策が求められています。

また、平成18年度には「がん対策基本法」制定され、がん予防・早期発見の推進を図ることとされています。

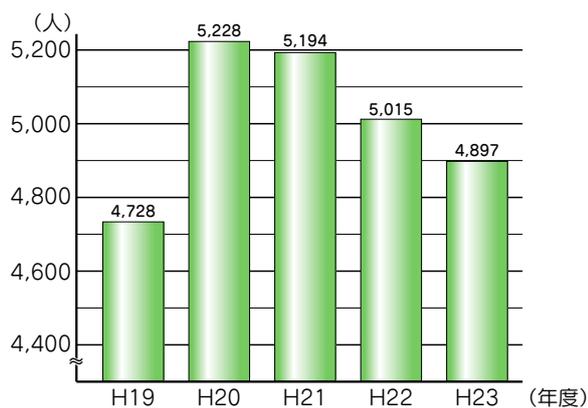
さらに、糖尿病、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の増大に伴う医療費の伸びを抑制するため、生活習慣病に関わる健診と保健指導が国民健康保険などの医療保険者に義務づけられ、平成20年度から実施しています。

平成19年度に策定した「渋川市健康増進計画」に基づいて、市民の健康増進のための施策として、乳幼児の健康診査や各種がん検診、また市民自らが行う健康づくり活動の支援などを実施しています。

乳幼児健康診査では、受診率も高く、予防接種の接種率も高い割合を維持しています。しかし、がん検診の受診率は、高いものとは言えない状況で、国は目標受診率を50%に掲げていますが、全国的に受診率が上がらないのが現状です。生活習慣病予防のための健診については、疾病予防と早期発見に努め、受診率の向上を図る必要があります。

また、平成25年度からスタートする第2期健康増進計画*1や、市民の健康維持増進などを基本的な考え方として策定する「渋川市スポーツ振興地域活性化構想」に基づき事業を推進する必要があります。

胃がん検診受診者数の推移



資料：健康管理課



ヘルスアップ教室

施策評価の結果

平成25年度からスタートする第2期健康増進計画に基づき健診等の保健予防の充実に努めるとともに、「スポーツ振興地域活性化構想」を踏まえ、スポーツを通じた市民の健康づくりを盛んにし、医療費等の削減を図る必要があります。

基本方針

第2期健康増進計画及びスポーツ振興地域活性化構想を踏まえ、各世代に応じた健康管理体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の緊密な連携をもとに総合的な健康づくりを推進します。

施策の展開

(1) 健康増進計画の推進

第2期健康増進計画に基づき、子どもから高齢者まで、市民が健康的な生活習慣を身につけ、生活の質の向上に努めながら、健康寿命を延ばせるような各種施策を展開していきます。

(2) 母子保健の推進

保健師などの訪問指導や健診と相談事業などにより、疾病などの早期発見や育児支援を行い、「次世代育成支援行動計画」に基づき各種施策を実施し、健康な心身の基礎となる母子保健の推進を図ります。

(3) 生活習慣病予防の推進

がん検診などの各種検診、健康教育と健康相談事業を医療保険者（国民健康保険など）と連携をとりながら、より充実した事業展開を図り、生活習慣病の予防を推進します。また、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるクーポン券を特定の年齢に達した市民に送付し、がん検診の受診促進を図ります。

(4) 疾病予防の推進

予防接種は多くの疾病の流行防止に大きな成果を上げ、感染症による患者の発生や死亡数を大幅に減少させてきた、きわめて重要な事業であることから、乳幼児、学童、高齢者に対し予防接種を行い、疾病予防を推進します。

(5) 地域保健活動の推進

市民が自ら進んで健康づくりに取り組めるよう、健康推進員活動、食生活改善推進員活動などの地域活動を活発にするため、地区組織の育成を図り、地域における健康づくりの支援を図ります。

(6) 食育の推進

食育について、健康増進計画の取り組みの一つである「栄養・食生活」（食育基本法*²に基づく食育推進計画）に位置づけ、食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育むため、関係機関と連携し、食育の推進を図ります。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
胃がん検診受診率	17.3%	50%
乳幼児健康診査受診率（3か月）	99.6%	100%
乳幼児健康診査受診率（1歳6か月）	95.3%	100%
乳幼児健康診査受診率（3歳）	97%	100%

* 1 健康増進計画：健康増進法に基づき、住民の健康増進の推進に関する計画です。

* 2 食育基本法：食生活をめぐる環境の変化に伴い、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、平成17年に制定された法律です。

医療体制の充実

現況と課題

市民の医療ニーズの多様化と市民の健康志向がますます高まる中、市民が安心して生活を送るためには、誰もが、いつでも、どこでも、等しく良質な医療を受けられる環境の整備が必要です。

しかし、生活様式や食生活の変化に伴う生活習慣病中心の疾病構造となったことから、医療技術の専門化など医療に対するニーズがますます複雑、多様化しています。

市民意識調査では、医療体制の充実を望む意見が多く、市民の医療体制の充実への期待の大きさがうかがえます。

平成16年度から新たに始まった医師臨床研修制度により、医師の診療科偏在、地域偏在などが社会問題化し、渋川総合病院でも医師の不足が生じ、診療活動や救急患者の受け入れなどに影響がでています。

また、夜間救急診療は、夜間急患診療所や病院群輪番制*1などにより対応していますが、今後さらに、市民のニーズに適切に対応できる、救急医療体制を充実していく必要があります。

特に、地域医療の核である渋川総合病院においては、再編統合方針を受け、西群馬病院と連携して医師・看護師確保対策を検討していきます。

あわせて、AED*2を計画的に配置し、全ての市民が操作方法を習得することにより、救急患者の重篤化を防ぐ必要があります。

病院群輪番制病院

病院名	所在地
渋川総合病院	渋川市渋川1338-4
西群馬病院	渋川市金井2854
関口病院	渋川市渋川1693-12
北毛病院	渋川市有馬237-1
渋川中央病院	渋川市石原508-1
北関東循環器病院	渋川市北橘町下箱田740

資料：渋川地区広域市町村圏振興整備組合



渋川総合病院の診察の様子

市民意識調査

- 高齢者が安心して入院できる施設あれば、家族が安心できると思います。
- 医療の充実したまちにしてほしい。
- 医療体制の整った病院をつくってほしい。

施策評価の結果

西群馬病院と渋川総合病院の再編統合の推進を核とし、市民が安心して受診できる地域医療体制の充実を図る必要があります。

基本方針

市民への適切な医療サービスを提供するため、渋川総合病院及び西群馬病院・渋川総合病院再編統合後の新病院を核とした地域の医療機関の連携を強化し、医療体制を充実します。

施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

渋川総合病院及び西群馬病院・渋川総合病院再編統合後の新病院を地域医療の核として、地域の病院と診療所との機能分担の明確化や医療連携を推進し、円滑な地域医療が行えるよう、地域医療体制の充実に努めます。また、広域的災害に対する医療救護体制を確立するため、関係機関や近隣市町村との連携を図り、災害時の医療体制の整備に努めます。

(2) 救急医療体制の充実

救急時における適切な対応を図るため、地区医師会・歯科医師会との連携を図り、夜間急患診療所、休日当番医制や病院群輪番制を促進するなど救急医療体制の充実に努めます。また、心停止状態の人の救命のため、AED（自動体外式除細動器）の公共施設などへの計画的な配備を進めるとともに、市民に対する心肺蘇生法など応急手当方法の普及、啓発などに努めます。

(3) 渋川総合病院の機能の維持

地域の中核病院として、急性期医療を中心とした医療や高度専門医療、また、災害医療や感染症医療に対応するため医師、看護師などの人材確保に努めます。また、西群馬病院との再編統合方針を踏まえ、新規の投資は行わないこととし、現行の診療を継続するために必要な医療機器などの更新に限定することとします。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
渋川市内医療機関救急搬送比率	58.6%	60%

- * 1 病院群輪番制：地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間などにおける重症救急患者の入院治療を実施する体制のことを言います。
- * 2 AED（自動体外式除細動器）：心臓の突然の停止の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。

地域福祉の充実

現況と課題

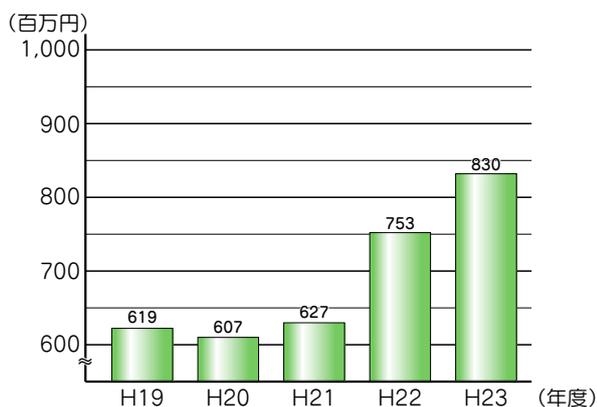
少子高齢化や核家族化が進行するなかで、国では、措置する福祉から自立する福祉への方向転換を進めてきました。

多様化する市民の福祉ニーズに対応するため、地域福祉計画を踏まえ、社会福祉協議会を始め、地域包括支援センターや各地域ボランティアとの連携強化などを図る必要があります。また、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、全ての市民が地域においていきいきとした生活が送れるよう、地域福祉の充実を図る必要があります。

本市においても、民生委員児童委員や関係機関が積極的に要援護者の実態を把握するなどの活動を展開し、生活相談や指導を行っています。

このようなことから、母子世帯、生活保護受給世帯などに対して民生委員児童委員や関係機関との連携を図りながら、高齢者や障害者などの要援護者の自立と社会参加を促進する必要があります。

生活保護費の推移



資料：社会福祉課



福祉イベント「ボランティアの日」

施策評価の結果

地域福祉を推進するため、福祉サービスの適切な利用の周知、地域福祉活動への市民参加の促進等を進める必要があります。

基本方針

自立する福祉を目的として、市民が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスの適切な利用の周知や地域福祉活動への市民参加の促進、関係機関との連携強化などの適切な支援を行うことにより、地域福祉の充実を図ります。

施策の展開

(1) 自立支援の確立

働く能力や意欲のある母子世帯、被保護世帯などに対して、民生委員児童委員、保健師、栄養士などの協力のもと、就労支援事業活用プログラム*1を活用して、自立を促進します。

(2) 日常生活の向上

心身の健康を損なうとともに、地域社会との繋がりが欠けている被保護者世帯の高齢者などに対して高齢者健康維持・向上プログラム*2を活用し、社会との繋がりの維持、向上を図ります。

(3) 福祉活動の充実

地域福祉活動が円滑に展開できるよう、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア、生活支援員などとの連携を強化し、その活動に対する支援の充実を図ります。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
支援員（民生委員児童委員、ボランティア、生活支援員）数	1,588人	1,630人

- *1 就労支援事業活用プログラム：就労可能と判断される被保護世帯に対して、ハローワークと連携を図り、自立・就業に結びつけるための就労支援セミナー、就業バックアップ講座などの支援を行うことです。
- *2 高齢者健康維持・向上プログラム：高齢者で心身の健康を損ないつつある被保護者に対してケースワーカー、保健師、民生委員児童委員などが連携し必要な見守りや地域社会との交流などにより社会との繋がりの維持向上を図ることで

子育て環境の充実

現況と課題

子どもたちを取り巻く環境は、核家族化や、女性の社会進出、就労形態の多様化などに伴い、大きく変化しています。

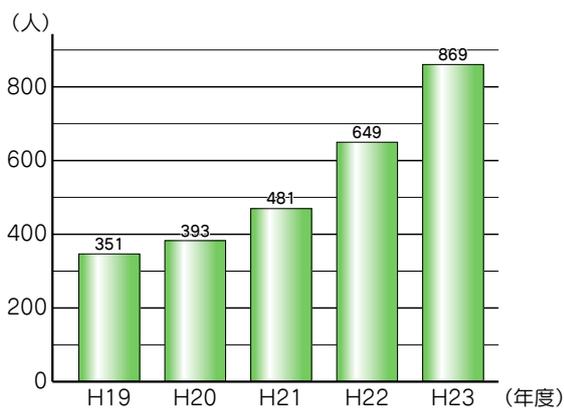
また、少子化が急速に進行するなか、出産や育児、子育てにかかる負担の軽減を図り、子どもを生き育てやすい環境を整えることが必要となっています。

本市では、「次世代育成支援行動計画」に基づき、市民が安心して子どもを生き育てることができる環境づくりや、子どもたちが夢と希望をもち、個性を發揮できる環境づくりに向け、公立保育所の設置や民間保育所への運営支援などの施策をはじめ、放課後児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを設置しています。

今後は、子ども・子育て支援を充実させるため、国の「子ども・子育て支援法」を踏まえ、良好な保育環境を提供するため、老朽化した保育所の整備について検討するとともに、放課後児童クラブの一層の充実を進める必要があります。

また、平成23年度からDV被害者のための相談窓口を一本化し、家庭児童相談室で対応していますが、児童虐待については、民生委員・児童委員や地域の人と連携し、見守りを強化していく必要があります。

しゅかわファミリー・サポート・センター会員数の推移



資料：こども課



地域子育て支援センターの園外活動

施策評価の結果

国の「子ども・子育て支援法」を踏まえ、引き続き、子育て環境の充実を図る必要があります。また、幼児教育との連携を図るとともに、老朽化した公立保育所の整備に関する検討を行う必要があります。

基本方針

少子化が急速に進行する状況のもと、子どもの安全を基本とした幅広い視野に立った子育て支援施策を推進します。

施策の展開

(1) 次世代育成支援行動計画の推進

幅広い観点から子育て支援を行うための「次世代育成支援行動計画」を着実に進めるため、設定した目標の進行管理に取り組むとともに、平成 27 年度以降「次世代育成支援対策推進法」の延長については、国の「子ども・子育て支援法」を踏まえ、所要の施策を講じていきます。また、子どもを取り巻く環境のより一層の整備に向け、子どもの視点に立った施策に取り組みます。

(2) 保育・相談体制の充実

障害児保育などの多様化する保育ニーズに的確に対応するため、適正な保育士配置の実現を目指します。また、子育てにかかる保護者の不安を解消できるよう、家庭児童相談室や未就園児とその保護者を対象とした地域子育て支援センターの充実を図り、育児不安についての相談指導や子育てのための情報提供などを積極的に実施します。なお、老朽化した子育て支援センターの改築に取り組み、第四、第五保育所の改築についても検討をすすめます。

(3) 子育て支援の充実

児童手当及び国の基準を上回る出産育児一時金の支給や中学生までの医療費助成を引き続き実施します。また、仕事と育児の両立を図るためのファミリー・サポート・センター^{*1}や病児・病後児保育などの支援体制を充実し、さらに一時保育を充実させることにより、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

(4) 学童保育の充実

放課後などの児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブの整備を進めるとともに、民間による適正な運営に対する支援を充実します。また、指導員の育成を図ります。

(5) 児童虐待の防止

急増する児童虐待に対応するため、民生委員・児童委員や地域の人などのネットワークを活用した早期発見、早期対応はもとより、児童虐待の防止に努めます。

指標

項目	現状値（平成 23 年度）	目標値（平成 29 年度）
しぶかわファミリー・サポート・センターの会員数	869 人	1,000 人

* 1 ファミリー・サポート・センター：子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育ての協力をしてくれる人（援助会員）との相互援助活動を行うための組み合わせを調整する機関です。

高齢者福祉の充実

現況と課題

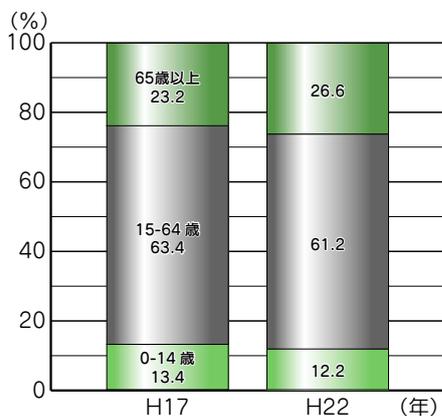
本市における65歳以上の高齢者人口は平成24年3月末で22,353人、総人口に占める高齢者の割合は26.8%と、ここ数年来、上昇傾向が続き、今後も団塊の世代*1の高齢化などにより、さらに高くなるものと推計されています。

高齢化が進行するなかで、本市では、高齢者を含む世帯のうち、ひとり暮らしや夫婦二人暮らしなどの高齢者世帯が半数近くを占め、今後も増加することが予測されます。

本市では、これまで高齢者福祉対策として、様々な取り組みを進めてきました。今後も安心して生活を送ることができるように生活相談、食事サービスや介護サービスなどがついた高齢者向けの賃貸住宅「サービス付き高齢者向け住宅」に関する情報提供を行います。また、高齢者福祉計画に基づき、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、支援が必要な高齢者やその家族に対し、日常生活の支援や緊急時の適切な対応策を講じるとともに、寝たきり高齢者などの介護を続ける家族の負担軽減を図るため、在宅介護の支援を行う必要があります。

さらに、高齢者の健康保持や生きがいのため、スポーツ・レクリエーション活動などに取り組むとともに、高齢者の様々なニーズに対応した各種教室などを実施していますが、今後、さらに高齢者のニーズに応じた事業を推進し、老人クラブ活動や世代間交流など高齢者の社会参加に対する支援を行うとともに、高齢者の就業機会及び能力や経験を活用する場を確保するため、シルバー人材センターに対する支援を引き続き行う必要があります。

年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査



健康保持と生きがいのづくり「輪投げ」

市民意識調査

高齢者の社会参加、生きがいのづくりなどの機会をさらに充実してほしい。

施策評価の結果

高齢者福祉計画に基づき、高齢者が積極的に社会参加できるよう継続的に事業を実施していくとともに、高齢者福祉サービスの提供により高齢者の安全・安心を図る必要があります。

基本方針

高齢者福祉計画に基づき、これからの高齢者像の目標を「健康な65歳」から「活動的な85歳」として生涯を通じた生きがいつくりの推進に努めるとともに、高齢者が在宅で安心して暮らせるよう、事業の充実を図ります。

施策の展開

(1) 高齢者の安全・安心対策の推進

高齢者が住み慣れた地域でいきいき暮らしていくために、ひとり暮らしや夫婦二人暮らしなどの高齢者のみの世帯や、支援が必要な高齢者やその家族に対し、日常生活の支援を引き続き行うとともに、寝たきり高齢者などの介護を続ける家族の負担軽減を図るための在宅介護の支援を充実します。また、緊急時・災害時や防犯などの支援体制の充実、高齢者の権利に関わる問題解決のための支援を行います。

(2) 高齢者の生きがいつくりの充実

高齢者の健康保持や生きがいつくりのため、スポーツ振興地域活性化構想を踏まえ、体力や運動能力に応じたスポーツ・レクリエーション活動を促進するとともに、文化活動の分野においても様々な講座や各種教室、講演会の開催など学習機会の充実を図ります。

(3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会参加活動の一環として、老人クラブ活動や世代間交流を積極的に支援します。また、高齢者の就業機会と、高齢者がそれぞれ持っている能力や経験を活かす場を確保するため、シルバー人材センターに対し積極的な支援を行います。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
65歳以上の老人クラブ入会率	31.5%	43.2%
65歳以上の シルバー人材センター入会率	2.7%	3.1%

*1 団塊の世代：1947年から1949年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のことです。

障害者(児)福祉の充実

現況と課題

国の障害者施策は、障害者が生まれ育った地域で生活できるための施策へと大きく変わってきています。平成15年度には「支援費制度」が施行され、これまでの措置制度から障害者自らが福祉サービス提供事業者を選び契約することにより、サービスの提供を受ける仕組みに変わりました。

また、平成18年度には、身体障害、知的障害、精神障害と障害ごとに分かれていた仕組みから、市町村による一元的な福祉サービスを提供する仕組みへの転換や、利用者負担の見直しなどを柱とした「障害者自立支援法」が施行されました。その後、国では国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害者自立支援法の課題を解決するため、障害者総合支援法（平成25年4月施行予定）を制定しました。

本市においては、障害福祉サービスを受けるために必須要件となった障害程度区分認定のための自立支援審査会を、吉岡町、榛東村と共同で設置し、その運営にあたっています。また、市が主体となって取り組む地域生活支援事業については、障害者などの要望を考慮し、支援内容が選択できる事業を推進しています。

今後は、平成23年度に策定した第2期渋川市障害者計画と第3期渋川市障害福祉計画に基づいた各種の施策を推進していく必要があります。また、障害者総合支援法では、サービス体系や事業が変更されますので、障害者の不安や混乱を解消するため、広報活動や相談支援事業により、制度についての周知を十分に行う必要があります。

なんでも相談件数

区分	就労相談 (件)	制度への相談 (件)	生活相談 (件)
身体	72	1,046	307
知的	162	1,286	636
精神	182	841	836
合計	416	3,173	1,779

平成23年4月～24年3月の件数
資料：社会福祉課



心身障害児通園施設 ひまわり園

市民意識調査

福祉医療についてわかりやすい説明をしてほしい。

施策評価の結果

ノーマライゼーション*1の基本理念のもと、第2期障害者計画、第3期障害福祉計画を着実に推進し、障害者(児)への福祉サービスの充実と社会参加を促進する必要があります。

基本方針

障害者（児）が安全で安心して生活できるよう、ノーマライゼーションを基本理念として、障害者総合支援法、第2期障害者計画及び第3期障害福祉計画に基づき各種施策を推進し自立支援に努めます。

施策の展開

（1）ノーマライゼーションの推進

障害者計画におけるノーマライゼーションの理念を実現するため、障害者の自立の尊重、地域生活への移行、地域特性に応じたきめ細やかな対応などを視点として定めた基本施策を推進します。

（2）障害福祉サービスの充実

自立支援事業（施設入所者などの地域生活への移行、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービス、短期入所などの日中活動系サービスなど）や地域生活支援事業（相談支援事業や日常生活用具給付事業など）にそれぞれ数値目標を定め、その数値目標を達成するため、障害福祉計画を推進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
訪問系サービス給付事業／月	2,017時間	3,091時間
サービス等利用計画作成／月	19人	34人

* 1 ノーマライゼーション：障害を持つことが特別なことではなく、障害があってもなくても同じ生活が送れる社会こそが本来あるべき姿であるとする理念です。

介護保険の充実

現況と課題

平成12年度にスタートした介護保険制度は、在宅サービスを中心に介護サービスの利用が急速に拡大しながら、老後の安心を支える仕組みとして定着しており、本市の給付決定件数は、年々、増加の一途をたどっています。

今後、団塊の世代の高齢化が進むなかで、認定者数や介護サービス利用者数が増え、大幅な給付費の増加が見込まれます。

また、高齢者ができる限り介護を必要とせず、自立した生活が送れるよう、介護予防の取り組みである講演会、筋力向上教室、認知症予防教室などの普及啓発を主とした一次予防事業*1と通所型・訪問型介護予防事業などの二次予防事業*2の参加率向上及び事業利用者の参加による効果を評価する必要があります。

このことから、今後見込まれる認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に対応し、支援が必要な高齢者を地域全体で支えるためのシステムの確立や、介護予防事業を担う地域包括支援センターの存在の周知や、地域の機関・団体などと連携を図る取り組みを行う必要があります。

介護保険の健全な運営と給付の適正化を図るために、保険料の適正な見直しと、収納率の向上、さらに、認定審査の公平性の確保や事業者への指導、検査体制の強化、充実が求められています。

介護サービスの推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）



シニア筋力ぐんぐん教室

施策評価の結果

介護保険制度の中で、高齢者福祉計画に基づき適切な介護給付を継続して行う必要があります。また、要介護者にならないための介護予防の取り組みを今後も積極的に行う必要があります。

基本方針

高齢者福祉計画に基づき、高齢者のニーズに合った質の高い介護サービスを適切かつ円滑に提供するとともに、要介護者にならないための介護予防の取り組みを積極的に行い、老後の安心を支える仕組みとして定着してきた介護保険制度の維持、充実に努めます。

施策の展開

(1) 介護予防の推進

地域支援事業^{*3}の充実と効果的な事業の実施に努めます。自立した生活を送っている高齢者に対しては、介護予防事業を推進するとともに、介護が必要になる可能性の高い高齢者に対しては、通所型、訪問型介護予防事業の充実に努めます。また、一貫性、連続性ある介護予防サービスの提供のため、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント^{*4}について、業務の質と技術の向上を図ります。

(2) 介護サービスの充実

介護や支援が必要な高齢者が円滑に十分なサービスが受けられるよう、迅速な調査・認定に努めるとともに、既存の介護事業者のサービスの充実と新規事業者の参入を促進し、需要に応じた基盤整備を積極的に促進します。また、事業者への指導、検査体制の強化を図り、介護サービスの質の向上に努めます。

(3) 地域ケアネットワークの整備

地域における介護予防の拠点として、高齢者福祉計画で設定した4つの生活圏域に対応した地域包括支援センターの充実に努め、市内の保健・福祉関係の専門機関や地域団体などの多くの社会資源を有機的に結びつけ、高齢者の日常生活を支えていくためのネットワークを構築します。

(4) 介護保険制度の健全な運営、制度の信頼性の確保

保険料収納率の向上を図るため、滞納整理などの収納対策を今後も実施します。また、国・県と連携して給付の適正化に努めます。認定調査の実施体制の維持・強化や、介護認定審査会^{*5}の判定結果の分析などにより、要介護認定の公平性の確保に努めます。介護サービスや福祉サービスなどについて、相談体制を充実させ、社会福祉協議会やその他の社会福祉法人と連携し、市民の身近な場所に相談窓口を設置します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
二次予防事業利用者数	218人	400人

- * 1 一次予防事業：活動的な高齢者が、生活機能を維持、向上することにより、要介護状態になることを予防する取り組みのことです。
- * 2 二次予防事業：要支援、要介護状態に陥るリスクが高い高齢者を早期発見、早期に対応することにより状態を改善し、要支援状態になることを遅らせる取り組みのことです。
- * 3 地域支援事業：市が実施する介護予防事業（保険給付以外）などのことで、平成18年度の介護保険制度改正により創設されたものです。
- * 4 介護予防ケアマネジメント：二次予防事業対象者や介護保険の要支援者などの自立と日常生活の質の向上を図るために、対象者の状況とニーズに対して、適切な社会資源やサービスを結びつける一連のプロセスのことです。
- * 5 介護認定審査会：介護サービスの利用を希望する被保険者の要介護状態区分などを判定するための機関のことです。

国民健康保険の円滑な運営と国民年金制度の推進

現況と課題

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な医療保険であり、市民の健康の保持増進を図っていくうえで重要な役割を果たしています。

急速に進む高齢化、医療技術の高度化などに伴う医療費の増加や保険税収納率の低下などにより、国民健康保険財政は厳しい状況が続いています。

このため、保険税収納率向上対策の強化充実、医療費適正化対策の推進などを図りながら、長期的な視点に立った適正な基金保有額を維持するなど、財政の安定化を図っていく必要があります。

また、増加し続ける医療費を抑制するため、従来の保健事業を推進するとともに、医療制度改革に伴い、医療保険者に対して、生活習慣病予防対策としての特定健康診査や特定保健指導の実施が義務付けられたところであり、その確実な対応が求められています。さらに、国民健康保険の広域化については、国の動向に注視しつつ、県、他市町村と連携し、適切に対応する必要があります。

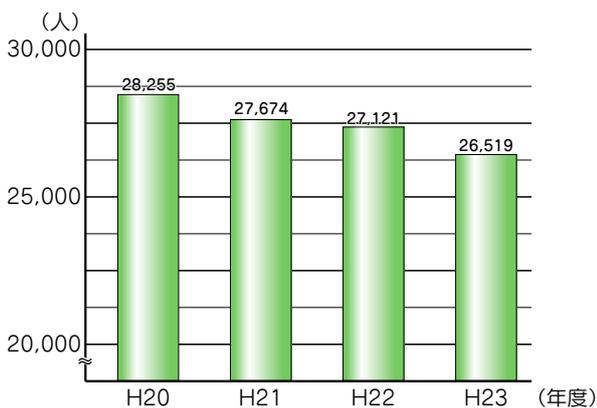
国民健康保険診療所については、患者数が増加している中、現行の診療体制を維持しつつ、地域医療の確保・充実に努めます。

後期高齢者医療については、後期高齢者医療広域連合と連携し、医療の充実に努めます。

平均寿命の伸長とともに本格的な高齢社会を迎えた今日、国民年金制度の果たす役割はますます重要になってきています。しかし、その一方で、将来受給できないのではないかとという若年層の不安などから、保険料の未納問題は一層深刻化しています。

こうしたことから、市民への広報活動を充実し、制度に対する信頼回復に努めるとともに、未加入者の解消と保険料の納付を促す必要があります。

国民健康保険被保険者数の推移



資料：保険年金課



国民健康保険あかぎ診療所

施策評価の結果

適正な国民健康保険制度を運営するため、保険財政の安定化を図り、医療費の適正化、国保税収納率の向上に努める必要があります。また、平成25年度からスタートする国民健康保険特定健康診査等実施計画*1に基づき、市民の健康づくりの推進、医療費の適正化を図るとともに、スポーツ振興地域活性化構想の中での連携を図る必要があります。

基本方針

国民健康保険の安定した運営により、適正な保険給付を行うとともに、国民健康保険特定健康診査等実施計画及びスポーツ振興地域活性化構想を推進することにより、被保険者の健康の保持増進、生活習慣病予防対策の充実に努めます。

後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療の充実に努めます。

すべての市民が将来年金を受けられることができるよう、国民年金制度の普及啓発活動を推進します。

施策の展開

(1) 国民健康保険財政の安定化

事業を安定的、円滑に実施するため、財政の基盤強化を一層推進する必要があり、そのための対策として、保険税の収納率の向上、適正な基金保有額の維持に努めます。また、市長会、国民健康保険団体連合会などを通じ、国に対して財政基盤強化のための制度改善を要望するとともに、給付の適正化に努めます。

(2) 国民健康保険診療所の運営

国民健康保険診療所の円滑な運営を図り、地域医療の充実に努めます。

(3) 後期高齢者医療の充実

後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療の充実に努めます。

(4) 医療費の適正化

平成20年度から医療保険者に義務化されている特定健康診査、特定保健指導について、実施体制の整備充実に努めるとともに、「特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病予防対策を計画的に推進し、医療費の適正化に努めます。

(5) 国民年金制度の推進

高齢者の所得保障を目的とする公的年金制度に対する市民の理解を得るため、広報活動などの充実により普及啓発を推進するとともに、年金事務所などの関係機関との協力連携のもと、適用対策や年金相談などの充実に努め、すべての市民が将来年金受給権を確保できるように努めます。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
国民健康保険税収納率	89.5%	91%
国民健康保険加入者 1人当たり医療費	293,150円	県平均以下

* 1 特定健康診査等実施計画：平成18年度の医療制度改正の一環として、医療保険加入者に対して、国が定める特定健康診査等基本指針に即して、特定健康診査などを実施することに関する計画のことです。

5

教育・文化・スポーツの振興

第1節 幼児教育・学校教育の充実

- (1) 学校・家庭・地域の連携強化
- (2) 教育・指導体制の充実
- (3) 教職員の資質・指導力向上
- (4) 幼稚園教育の充実
- (5) 学校給食における食育の推進
- (6) 高等教育機関の誘致と連携

第2節 幼児教育・学校教育施設の充実

- (1) 義務教育施設の整備
- (2) 幼児教育施設の整備
- (3) 給食施設の整備、運営

第3節 青少年の健全育成

- (1) 青少年センター運営の充実
- (2) 学校・家庭・地域との連携
- (3) 関係団体との連携強化と活動の充実

第4節 生涯学習の充実

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 学習情報の充実とネットワーク化の推進
- (3) 学習施設の充実
- (4) 生涯学習推進体制の充実

第5節 地域文化の振興

- (1) 文化財の保護・活用と伝統文化の継承
- (2) 自主活動団体の育成支援
- (3) 文化行政の推進

第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

- (1) スポーツ・レクリエーションの推進
- (2) 競技スポーツの振興
- (3) 体育施設の整備・充実

幼児教育・学校教育の充実

現況と課題

新学習指導要領において、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた「生きる力」の育成が求められています。「学校・家庭・地域三者連携推進協議会」のもと、地区部会では各地域の特色を生かした活動を展開しています。

児童生徒数の減少に対しては、マイタウンティチャーなど様々な人的配置や教材・図書などの整備、特別支援教育に関わる機能の充実に努めてきました。今後も、一人一人の実態を踏まえた指導や思考力・判断力・表現力などを育成するための授業の改善が求められています。また、各校の教育相談体制の構築、専門相談員の配置、適応指導教室の機能の充実などによって、不登校などはやや減少しているものの、問題を抱えている児童生徒は多く、今後も家庭を含めたきめ細やかな支援が必要な状況です。体力については、運動に関する意欲も含めて二極化する傾向があります。このため、子どもの体力や運動習慣の実態把握及び体力向上に向けた各校の取り組みの他、市内の小中学校に指導者を派遣し、体育指導の充実や技能の向上に努めています。指導者の派遣事業終了後は、小学校を中心に学生や大学院生の派遣について群馬大学との連携を検討する必要があります。また、中学校の部活動への指導者派遣について、社会体育との連携が必要になります。就学時前の現状は、少子化による園児数の減少や乳幼児保育に対するニーズの高まりがあります。今後は幼児教育と保育の一体的な提供に取り組みが必要です。

食育については、全体計画を作成し、栄養教諭や学校栄養職員と連携し、様々な取り組みを実施することにより食の大切さが浸透しつつあります。地産地消については、給食食材研究会などの成果により、地元食材の使用が増加してきています。

高等教育機関との連携については、平成20年度末に発足した「ぐんま地域・大学連携協議会」に加盟し、地域と大学などとの連携強化に取り組んでおり、多くの分野で大学との連携事業が進められています。学校・家庭・地域における目指す子ども像の共有及び一層の協力・連携体制の強化が必要です。小中学校再編計画を踏まえた住民との協働による適切な教育環境づくりを推進する必要があります。児童生徒数の減少や実態の状況に応じたきめ細やかな指導・支援のための指導体制の充実、教材などの整備、学習指導・生徒指導などの充実を目指した教職員の資質や指導力の向上が必要です。また、保護者のニーズや国の動向などを新しい保育・教育環境の体制の確立に向けた研究が必要です。食育については、保護者を視野に入れた訪問指導の拡充、地産地消については、食材の安定供給の研究、生産者との直接的な関わり・新たな協力者の発掘が必要です。高等教育機関との連携を強化するためには、具体的な方策（意識喚起・システム作り）について、引き続き調査・研究が必要です。

施策評価の結果

幼児、児童及び生徒が自ら学び心豊かでたくましく「生きる」力を持った状態を目指し、家庭や地域との連携の基に、様々な取り組みを実施してきていますが、今後も三者連携協議会の活用や教職員の資質の向上等により、きめ細やかな教育環境を構築することが必要となります。併せて新学習指導要領に基づく着実な教育課程の実施と、少子高齢化に伴う、児童生徒数の減少による小中学校再編計画を踏まえた適正な教育環境づくりを図る必要があります。

基本方針

子どもたちが自ら学び心豊かでたくましく「生きる」力をもつことができるよう、学校、家庭、地域の連携を推進します。また、地域に開かれた信頼される学校経営に取り組むとともに、少子高齢化に伴う、児童生徒数の減少に対応した小中学校再編計画に基づき、適正な魅力ある教育環境づくりを推進します。

施策の展開

(1) 学校・家庭・地域の連携強化

「学校・家庭・地域三者連携推進協議会」のもと、地区部会では各地域の特色を生かした活動を展開していますが、今後も組織を活用した取り組みを継続し、三者の連携を推進します。

(2) 教育・指導体制の充実

小中学校再編計画を踏まえた、適正な教育環境づくりを推進し、児童生徒の実態に応じたきめ細やかな指導・支援のための指導体制の充実、教材などの整備、学習指導・生徒指導などの充実を目指した教職員の資質や指導力の向上対策を推進します。小学校を中心にして体育指導の充実のために群馬大学と連携を図ります。また、中学校部活動の指導者派遣について社会体育との連携を図ります。

(3) 教職員の資質・指導力向上

児童生徒数の減少や児童生徒の実態や状況に応じた、きめ細やかな指導・支援が実施できるための学習指導・生徒指導などの充実を目指した教職員の資質や指導力の向上を図ります。

(4) 幼稚園教育の充実

幼小の連携を継続するとともに、保護者のニーズや国の動向などを踏まえ、幼児期の学校教育・保育を総合的に推進します。

(5) 学校給食における食育の推進

各学校及び調理場などの関係機関が連携を図り、食に関する指導の充実と、学校給食における地産地消の取り組みにより食の安全・安心を推進します。

(6) 高等教育機関の誘致と連携

高等教育機関との連携については、平成20年度末に発足した「ぐんま地域・大学連携協議会」に加盟し、地域と大学などとの連携強化に取り組んでおり、多くの分野で大学との連携事業が進められています。今後も研究・調査事業などによる連携を図ります。また、高等教育機関の誘致に関して引き続き調査・研究を実施します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
わかる授業の割合（保護者の評価）小学校	91%	92%
わかる授業の割合（保護者の評価）中学校	76%	85%
学校給食における地産地消割合（品目ベース）	46.3%	47.5%

幼児教育・学校教育施設の充実

現況と課題

教育施設については、児童・生徒の安全確保と、災害時の地域住民の安全な避難場所を確保するため、地震防災対策特別措置法に基づき、渋川市耐震改修促進計画8カ年の耐震化計画を策定したことにより、平成27年度目標に耐震化を完了できるよう進めていきます。

耐震化以外の老朽化した教育施設の補修、整備が不十分となっており、教育環境に支障が生じているため、小中学校再編計画を踏まえ、今後、計画的に整備していく必要があります。

老朽化している校舎や屋内運動場の大規模改造整備や改築などは、耐震化と並行して進める必要があります。平成24年度から「学習指導要領」の改訂により武道の充実（必修科目）が必要となり、これまで、武道場のなかった渋川北中、金島中、古巻中にも施設整備が急務となっています。

給食調理施設については現在の9施設から段階的に集約化を図りますが、施設設備及び給食機器については、厳しい学校給食衛生管理基準に基づく早期の整備が必要であり、熱エネルギーの分散化に対応した調理場整備が求められています。

小中学校再編計画を踏まえて、今後、通学バスの運行に関する更なる検討が必要です。また、幼児教育施設については、国の「子ども・子育て支援法」を踏まえた調査、研究が必要です。



新しくなった渋川幼稚園

市民意識調査

学校施設の老朽化が目立つため、施設の改修などを行ってほしい。

施策評価の結果

小中学校再編計画を踏まえた学校教育施設の耐震、大規模改修及び調理場整備などの事業を継続して実施する必要があります。また、今後の幼児教育施設の改修、整備については幼児期の学校教育・保育の総合的な調査、研究を継続して実施する必要があります。

基本方針

将来を担う子どもたちが健康で健全にすごすために、教育環境の計画的な整備を図ります。

施策の展開

(1) 義務教育施設の整備

学校生活における児童・生徒の安全確保と、災害時における地域住民の避難場所を確保するため、小中学校再編計画を踏まえつつ、老朽化した施設の耐震補強を行い、必要な施設の改修を計画的に進めていきます。また、地域の身近な施設として活用できるような調査・研究を進めます。

(2) 幼児教育施設の整備

幼児教育施設については一定程度の集約及び整備が完了したため、今後は国の「子ども・子育て支援法」を踏まえ、保育施設との調査・研究を進めます。

(3) 給食施設の整備、運営

児童、生徒への安全で安心なおいしい給食が提供できるよう地産地消を推進するとともに、老朽化した給食調理施設の再編、整備を進め、献立作成や食材などの共同購入、給食費の徴収、施設管理などを統一することにより効率化を推進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
小中学校校舎・屋内運動場耐震補強が必要な棟数	26棟	0棟

青少年の健全育成

現況と課題

青少年の健全育成と非行防止を目的として、青少年センターを核に専門指導員やPTAなどの関係団体による補導・相談活動や環境浄化の諸活動に取り組んでいます。

青少年教育事業として、体験教室や地区の特色を生かした交流活動を実施しています。

今後も、青少年育成に関わる子ども会育成会やPTAなどの関連団体などの活発な地域活動が展開されるよう、支援を行うとともに、相互に連携を深めていく必要があります。

また、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年センターの諸活動については常に見直し改善するとともに、主要活動に携わる補導員や相談員については、人材を確保して、体制の充実を図る必要があります。

さらに、少子高齢化社会を踏まえ、青少年を対象とする事業については、参加者確保に向けた企画・運営などについて、さらなる工夫と各種団体との連携が求められます。



健全育成啓発活動

施策評価の結果

青少年センターを中心に関係団体と連携し、青少年の健全な育成のための事業を継続して実施する必要があります。併せて、青少年が参加しやすい公民館事業を開催することについての調査、研究を行う必要があります。

基本方針

これからの将来を担う青少年を健全に育成するため、青少年センター組織の充実を図り、学校、家庭、地域の各団体が連携しながら、青少年の健全育成に有害な環境の浄化に努めるとともに、地域一体で青少年の健全育成に取り組みます。

施策の展開

(1) 青少年センター運営の充実

各地域団体などとの連携を深め、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した青少年センターの運営充実を図ります。

(2) 学校・家庭・地域との連携

学校、家庭、地域における青少年のための健全育成施策に関する連絡調整を行い、引き続き専門知識を有する青少年指導員を配置して、青少年健全育成のための各種事業の充実を図ります。

また、青少年育成推進員を中心に、地域全体で、青少年の健全育成のための環境浄化活動を推進します。

(3) 関係団体との連携強化と活動の充実

青少年育成推進員活動の充実を図り、体験学習やボランティア活動などを実施し、青少年が積極的に参加できる環境整備に努めます。

また、社会情勢の変化による青少年が抱える悩みや問題の多様化に適切に援助、指導できる体制の整備を図ります。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
青少年の体験学習参加者数	7,969人	9,000人

生涯学習の充実

現況と課題

市民が、生涯にわたり主体的に学習や趣味に取り組み、生きがいのある充実した生活が送れるよう、公民館などの社会教育施設を軸に、情報提供や学習機会の提供に努めています。

今後も、生涯学習関連の情報収集と提供事業をより充実させ、市民の様々な学習ニーズに応じていく必要があります。

生涯学習活動の拠点施設である公民館や図書館などの社会教育施設では、地域の特性や実情を踏まえた事業を展開するとともに、利用しやすい施設として計画的な施設整備を行っています。

図書館では各図書館、公民館図書室とのネットワーク化を計画的に進めてきており、これまでに、市立図書館と北橘図書館、子持、小野上公民館図書室とがネットワークで結ばれています。

引き続き、生涯学習の環境を充実していくため、公民館などの社会教育施設の計画的な整備を進めるとともに、公民館では、地域の課題やニーズを把握し、学びを通じて自己実現を図るだけでなく、互いに助け合う地域づくりを構築する必要があります。

また、図書館では、図書資料の充実を図るとともに、図書館管理システムを各公民館図書室と接続し、サービスの格差解消や効率的利用を推進するとともに、乳幼児からの読書の大切さを啓発していく必要があります。

さらに、生涯学習活動は様々な分野で、関係団体が全市域や地区ごとに多様に活動を展開していることから、全市的な一体感の醸成や効率的な推進を図るため、平成23年度に、市民代表による生涯学習推進協議会を設置し、行政と市民が一体となって生涯学習の普及推進を図るため、平成24年度には生涯学習推進計画を策定したところです。

今後については、策定した生涯学習推進計画を基に、生涯学習推進協議会と協働して、地区の特性を生かしながら生涯学習の一体的な推進を図って必要があります。



しぶかわ出前講座

施策評価の結果

市民が生涯にわたり主体的に学べる環境づくりを推進してきましたが、全市的な一体感の醸成や効率的な生涯学習を推進するため、生涯学習推進協議会を設置しました。更に、平成24年度に策定の生涯学習推進計画に基づき、生涯学習活動の拠点としての各地域公民館機能の明確な位置づけと、事業内容の充実を図るための調査、研究をする必要があります。

基本方針

市民と行政が一体となり「地域の教育力を高める学習活動」の推進に取り組めます。

- ①生涯にわたる学びの実現（学ぶ） ②地域の人間関係を育む学びの実践（集う）
③学習成果の地域活用（活かす） ④地域の特性を活かす学びの創造（創る）

施策の展開

（１）生涯学習活動の推進

市民のニーズに対応できる学習内容、学習メニューの充実を図るため、学校、家庭、地域社会と連携した生涯学習活動を推進し、市民の参加しやすい環境を整備していきます。

（２）学習情報の充実とネットワーク化の推進

市民の多様な学習意欲に応えるため、誰もが使いやすい学習素材の充実を図り、市民の生涯学習活動を支援します。

また、使いやすい施設環境を整えるため、図書館のネットワーク化や公民館施設を拠点とした、生涯学習ネットワークの連携を強化し、地域格差のない生涯学習機会を提供します。

（３）学習施設の充実

市民が安全で使用しやすく快適に学習活動が行えるよう、公民館や図書館などの施設の維持管理に努めながら、計画的な施設整備に努めます。

（４）生涯学習推進体制の充実

生涯学習推進計画を基に、生涯学習推進協議会と協働して、地区の特性を尊重しつつ、全市的な一体感の醸成を図り、市民と行政が一体となって生涯学習の推進を図ります。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
公民館利用者数	246,745人	282,000人
図書館貸出数	144,291人	159,000人
出前講座参加者数	1,705人	2,200人

現況と課題

市内の文化財は、国指定重要有形民俗文化財の上三原田の歌舞伎舞台をはじめ、有形・無形の民俗文化財が多数存在し、国指定8件、国登録3件、県指定37件、市指定125件、合わせて173件です。文化財の保護・啓発や市誌編さん事業などに取り組むとともに文化財調査委員や文化財保護員を委嘱し、文化財に関する調査・研究や保護のための活動が行われています。埋蔵文化財包蔵地からの出土品については、歴史資料館などを利用した保存と活用を図るとともに、埋蔵文化財包蔵地の分布調査と周知に努めています。

貴重な文化財の維持管理と積極的な保存活用が大切で、特に、歴史的な遺構として文化的価値の高い国指定の黒井峯遺跡、瀧沢石器時代遺跡や市指定の白井城址などの史跡については、保存活用計画を策定し、計画的な整備が求められています。その中で、文化財を保存・保護する施設の整備と文化財の管理体制や出土遺物の整理保存体制の整備が必要となります。

また、市指定重要無形民俗文化財は、現在16件あり、活動及び継承のための支援の充実を図っています。

芸術文化面では、市美術館・桑原巨守彫刻美術館や徳富蘆花記念文学館の優れた芸術・美術作品の鑑賞機会を提供することにより、芸術に関する理解を深め、文化意識の向上を図るとともに、市民総合文化祭の開催や市民会館自主事業、全国創作こけし美術展などの文化事業の普及と活動の振興、また、住民意識の高揚を図っています。

文化協会など文化芸術団体の充実・活性化に努め、市民の文化活動への参加や発表機会の拡充により、芸術文化の振興を図っていく必要があります。住民のニーズに応え、多くの市民が参加できる魅力ある事業の企画や幅広い文化活動の展開に向け、調査・研究していく必要があります。また、施設の入館者増加のための手法を各施設単位でなく、類似施設との連携などの特性を活かしたネットワークづくりについて調査、研究を進めていく必要があります。



上三原田の歌舞伎舞台

市民意識調査

もう少し文化活動に力を入れてほしい。

施策評価の結果

今後も継続して文化財の保護活動を実施します。文化財の保護活動に市民が親しむための拠点として文化財センターの整備を推進する必要があります。

また、入館者増加のための手法を各施設単位でなく、類似施設及び他分野の施設との連携などの特性を活かしたネットワークづくりなどを継続して実施する必要があります。

基本方針

地域に伝わる文化財の保護と活用を図り、芸術や文化に触れる機会を通じて、本市の特性ある歴史と文化を育む取り組みを進めます。

施策の展開

(1) 文化財の保護・活用と伝統文化の継承

文化財の保護及び埋蔵文化財の整理や保存、活用を図るため、歴史資料館を活用するとともに、文化財センターなどの整備を推進します。

また、指定遺跡については、それぞれの保存活用計画を策定し、特色を生かした整備、活用を図ります。

さらに、地域で伝承されている伝統芸能などの保存や継承活動を支援し、先人から受け継いだ伝統文化を将来に受け継いでいきます。

(2) 自主活動団体の育成支援

地域で活動する地域ボランティアや文化財愛好グループなどの自主的に活動する団体・グループへの育成や支援を行い、各団体の独自性を生かしつつ、各団体・グループとのネットワークの構築、連携を図ります。

また、自主活動団体の活動しやすい環境づくりに努めます。

(3) 文化行政の推進

美術館や文学館などの市有芸術文化施設の活性化や、市民会館など関係する施設や機関とのネットワーク化を推進します。

また、創作活動などに関わる市民や、市にゆかりのある作家、文化人などの協力により、市の特性を生かした文化の醸成に努めます。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
地域文化活動団体の登録団体数	20団体	28団体
赤城、北橘歴史資料館入場者数	5,427人	8,100人
美術館入場者数	21,409人	22,000人
文学館入場者数	10,334人	20,000人
市民会館利用者、入場者数	92,908人	110,000人

スポーツ・レクリエーションの振興

現況と課題

生涯にわたり健康で心豊かな生きがいのある充実した生活を実現するため、「一市民一スポーツ」を目標に「いつでも、どこでも、だれでも」ができる日常的なスポーツ活動の展開に努め、各世代及び親子を対象としたスポーツ教室並びに各種大会を実施しています。

また、各種大会などへ入賞、出場する選手も増加していることから、競技力の向上にも取り組んでいます。更に、小中学校へトップアスリートを派遣するなど、学校体育、クラブ及び部活動の底上げにも取り組んでいます。

さらに、市民の健康増進、子どもたちのスポーツ機会の充実、スポーツによるコミュニティづくり、スポーツ交流人口の拡大を目的に、平成24年度に「スポーツ推進計画」と、この計画を踏まえた「スポーツ振興地域活性化構想」を策定しました。

今後、これらの計画により、市全体のスポーツ・レクリエーションの振興を図る必要があり、特に、スポーツ推進委員の担う役割が重要となることから、スポーツ推進委員の研修機会を充実させる必要があります。また、最近では本市出身者がプロスポーツプレーヤーとして活躍しており、子どもの夢を育むことができることなどから、専門的指導者の確保や競技スポーツの向上にも取り組んでいく必要があります。

さらに、大規模大会や合宿などの誘致による交流人口の拡大を図ることが必要です。

現在、市内には社会体育施設が27施設ありますが、市民や市外からの競技団体、競技者が利用しやすい環境整備を整える必要があります。そのため、一部老朽化した施設の改修や整備を計画的に実施するとともに、効率的な施設の維持管理方法の検討や電子申請システム導入についても調査、研究が必要です。



トップアスリートによる指導教室

市民意識調査

運動施設を利用するときの申し込み方法を簡略化してほしい。

施策評価の結果

「一市民一スポーツ」を目標に、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を増加できるよう各種事業を推進してきましたが、今後は更に平成24年度に策定のスポーツ基本法に規定するスポーツ推進計画に基づき市民のスポーツに親しむ機会への参加を推進し、市民の健康維持、増進を図る必要があります。また、スポーツ振興地域活性化構想との整合性を図り、スポーツを通じた地域の活性化を推進する必要があります。

基本方針

スポーツ推進計画及びスポーツ振興地域活性化構想の推進により「一市民一スポーツ」を目標に、市民の健康づくり、子どものスポーツに触れる機会の充実及びスポーツによる一体感の醸成、交流人口の拡大を図ります。

施策の展開

(1) スポーツ・レクリエーションの推進

市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を拡充し、市民の健康づくり、子どものスポーツに触れる機会の充実及びスポーツによる交流人口の拡大を図ります。

また、誰もが希望する種目をいつでも自由に選択し、指導者のもとにスポーツ・レクリエーション活動ができる総合型地域スポーツクラブの活動と新たな設立を支援します。

(2) 競技スポーツの振興

体育協会などの地元スポーツ団体との連携により、競技団体、競技者の育成や競技力アップ、競技人口の拡大に取り組みます。

また、市民が県民体育大会や国民体育大会へ参加できるよう、競技スポーツの強化に対して支援します。

(3) 体育施設の整備・充実

だれもが利用しやすい施設環境を整備するため、老朽化した施設を計画的に改修、整備するとともに、効率的な施設の維持管理方法の検討や電子申請システム導入についても、公園施設を含めた調査、研究を推進します。

指標

項目	現状値（平成23年度）	目標値（平成29年度）
成人人口に占める週平均のスポーツ施設利用率	11.6%	35%
ブロック（北関東）大会以上の体育大会出場者数	184人	250人